

# 児童手当

子どもが生まれたら  
転入したら  
申請を!

## ●●●●●●●●●● 支給対象 ●●●●●●●●●●

中学校修了までの児童を養育している人（父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人）に支給されます。ただし、前年（1～5月分については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当額は下記のとおり減額されず（特例給付）。

## ●●●●●●●●●● 児童手当支給月額 ●●●●●●●●●●

対 象	金 額
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了まで	第1・2子 10,000円 第3子以降* 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限者 (特例給付)	児童1人につき 5,000円

\*「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## ●●●●●●●●●● 届出について ●●●●●●●●●●

子どもが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、申請が必要です（里帰り出産などで母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく）。認定を受ければ、原則として申請した月の翌月分の手当から支給されます。

転出、婚姻、離婚などによる受給者の変更など、状況が変わった場合にも、手続きをしてください。公務員の人は勤務先に申請してください。公務員でなくなったときは町への申請が必要です。

事由発生の翌日から15日以内に必ず手続きをしてください（手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください）。

## ●●●●●●●●●● 申請に必要な書類 ●●●●●●●●●●

- 認印（スタンプ式不可）
- 申請者の健康保険証（コピー可）
- 申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
- 申請者・配偶者のマイナンバーカード等
- ※ その他の書類が必要な場合があります。

## ●●●●●●●●●● 支払い時期 ●●●●●●●●●●

原則として毎年2月、6月、10月の10日（10日が土・日、祝日の場合は、その直前の平日）にそれぞれの前月分までを支給します。

## ●●●●●●●●●● 所得制限限度額 ●●●●●●●●●●

所得制限限度額は、毎年（1～5月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。詳しくは、こども未来課（公務員の人は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

### 【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安*
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万0千円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

\*「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

## ●●●●●●●●●● 注意事項 ●●●●●●●●●●

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 毎年6月上旬に郵送します児童手当の「現況届」の提出を忘れないようにお願いします。